

徳島県地域防災計画(令和5年度)の概要

1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、「県防災会議」が決定
- 本計画は、県・国・市町村及び防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの
- 国の防災基本計画の修正内容や本県における直近の防災関連施策などを反映するため、必要な修正や追加を行い、進化を図るもの

2 主な修正項目

(1) 初動対応力の強化

○県災害対策本部の革新的な再構築

- ・ 県は、災害対策本部室及び防災機関活動室を備えた防災・危機管理センターの革新的な再構築に取り組むため、災害対策本部室の常設化に向けた検討を推進するとともに、被災情報収集の進化、防災関係機関との連携強化のため、防災DXをはじめ、情報通信機器の高度化など必要な機能の充実を図る。

[p. 63(共通対策編 第2章 災害予防 第12節 防災拠点施設等の整備)]

○市町村との連携による初動対応訓練の充実

- ・ 災害発生時、県災害対策本部と市町村は密に連携して災害応急対策にあたる必要がある。このため、県及び市町村は、確実な初動体制の更なる強化を図るため、関係機関と連携した初動対応訓練をDXの活用などにより積極的に実施し、災害対応力の強化に努める。

[p. 21(共通対策編 第2章 災害予防 第2節 防災訓練)]

(2) 緊急輸送体制の充実・強化

○東部防災館の新設

- ・ 平常時には、スポーツ施設、子育て支援施設を備えるにぎわい拠点施設として利用するとともに、防災に関する意識の啓発・研修などを実施するほか、食料・生活必需品の備蓄機能を有する施設として運用する。また、大規模災害時には、県下全域をカバーする防災支援ネットワークのハブ施設として、速やかに広域物資輸送拠点に転換し、全国から届く支援物資の集積・仕分け・配送を担う施設として運用するため、自衛隊、海上保安部、トラック協会、指定管理者等、関係事業者との連携による物資輸送等の訓練を実施するなど、平時から組織体制や実効性の強化に努める。

[p. 64(共通対策編 第2章 災害予防 第12節 防災拠点施設等の整備)]

○緊急通行車両に係る標章の事前交付

- ・ 県及び警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の確認制度を運用する。

[p. 39(共通対策編 第2章 災害予防 第3節 緊急輸送体制の整備)]

○緊急輸送道路の見直し

- ・ 新規供用やラストマイル区間の道路追加等

[p. 23(共通対策編 第2章 災害予防 第3節 緊急輸送体制の整備)]

(3) 県民への適切な防災情報の発信

○ 徳島県公式LINE等による発信強化

- ・ 県は、「気象警報」や市町村が発令する「避難情報」など、住民が必要とする最新の「防災情報」を迅速・確実に入手できるように、徳島県SNS等防災情報発信マニュアルを整備し、県公式SNS等による情報発信を進めるとともに、あらゆる機会を通じて県公式SNS等の利用者登録に努めるものとする。

[p. 62(共通対策編 第2章 災害予防 第11節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供)]

○ 要配慮者に対する多様な伝達手段の確保・整備の推進

- ・ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

[p. 51(共通対策編 第2章 災害予防 第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実)]

- ・ 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

[p. 59(共通対策編 第2章 災害予防 第11節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供)]

(4) 多様な主体と連携した被災者支援

○ 災害中間支援組織の育成

- ・ 県は、災害中間支援組織について、徳島県被災者支援推進ネットワーク会議と連携し、その組織化に向けて人材育成やネットワーク作りに努めるものとする。

[p. 43(共通対策編 第2章 災害予防 第5節 ボランティア受入体制の整備)]

○ 市町村災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

- ・ 市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

[p. 43(共通対策編 第2章 災害予防 第5節 ボランティア受入体制の整備)]

○ 性的マイノリティに配慮した避難所の運営

- ・ 市町村は、性別に関係なく使えるスペースの確保や男女共用のユニバーサルトイレの設置など、当事者の意見も参考に、性別マイノリティに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

[p. 131(共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節 避難対策の実施)]

○ 被災者台帳、避難行動要配慮者名簿の作成等へのデジタル技術活用

- ・ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

[p. 51(共通対策編 第2章 災害予防 第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実)]

- ・ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

[p. 228(共通対策編 第2章 災害復旧・復興 第4節 被災者の生活再建等の支援)]